

## 令和元年12月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和元年11月27日(水)
- 2 場 所 市役所南別館3階 教育委員会室
- 3 開始時間 午後1時30分
- 4 終了時間 午後3時35分
- 5 出席者  
教育委員  
児玉教育長、赤松委員、中原委員、濱田委員、岡村委員  
説明者  
栗山教育部長、岡田教育総務課長、深江学校教育課長、園田生涯学習課長、  
桑畑文化財課長、山下都城島津邸館長、黒木高城地域振興課長  
事務局  
鵜島教育総務課副課長、椎屋教育総務課主幹、佐土教育総務課主査
- 6 会議録署名委員  
中原委員、岡村委員

### 1 開会

#### ◎教育長

では、ただいまから令和元年12月定例教育委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願いたします。

本日の委員会の終了時刻は午後3時を予定しているところでございます。皆様方の御協力をよろしくお願いたします。

### 2 市民憲章朗読

### 3 前会議録の承認

#### ◎教育長

では、前会議録の承認につきまして、皆様のお手元に令和元年9月及び10月の定例教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、9月分につきましては赤松委員、濱田委員、10月分につきましては、中原委員、濱田委員に御署名をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

### 4 会議録署名委員の指名

#### ◎教育長

本日の会議録署名委員は、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、中原委員、岡村委員をお願いたします。よろしくお願いたします。

### 5 教育長報告

#### ◎教育長

それでは早速、教育長報告をさせていただきます。

新聞記事等から幾つかピックアップしてまいりました。

11月以降の新聞記事でございますけれども、祝吉小学校が、住民が加勢し引っ越しをしたというよう

なことで、写真もそこに掲載しております。この件につきまして、校長から聞きましたところ、やはり、人手が足りない。子供たちだけでは、なかなか移動が難しいものもたくさんあると。

そういう中で、先生方も大変忙しい状況であり、学校運営協議会を通じて、そのような申し出をいたしましたところ、地区の壮年部の方々が呼びかけをしていただいて、地域住民の方30名弱だったと思います。加勢をしていただいたということで、写真にありますように、子供たちで運べるものは子供たちで運んでもらって、大きなものを先に運んでもらったということでございます。

子供たちからは、やはり、次の日に出てきたときに、大きいものは片づけてあったので、非常に喜んで、感謝をしていたということでございました。

2つ目が、乙房小学校の児童炊き出し挑戦というのがありまして、これは被災地になったとき、もしくは、被災者がこの乙房小学校は避難所になっておりますので、ここに集まってこられたときにどのような対応をすればいいかということの一環として、このように炊き出し体験をしたということでございます。

地域の方々とともに炊き出しをするということによって、やはり、子供たちに防災意識が高まったというふうには、校長先生からお伺いしました。よい体験ではなかったかなと思います。

また、志和池小学校では、職業講話として盆景づくりに励んだり、東小学校では、保育士や農家、そういうところに仕事を学ぶということで催しをされています。

特に、東小学校においては、この集まってきた仕事をされる方、職業人の中に市長も入っていらっしゃいまして、その講話もあったということでございました。

それから、大変うれしいニュースでございます。

有水小中学校が優良PTA文部科学大臣表彰に決まりました。

写真にありますように、小中学校でこれは行っていることなんです、優良PTAの表彰が単位PTAしか表彰ができないものですから、小学校に今回は受賞していただくことになりました。

高齢者宅を訪れて、家具を固定して、地震等における倒壊を防ぐというようなことでもございましたけれども、この写真をごらんください。小学生が、建具を支えるためにどこら辺を押さえるんだよというようなことの教えを受けているんですが、一番奥にこの家の方がいらっしゃるんですが、手を合わせていらっしゃいます。本当に、学校が地域のために何ができるのかということを実践していることではないかなと思っています。

最後になりましたが、姫城中学校ボランティアスクリット賞というのがあるんですが、これを2年連続受賞ができたということで、新聞に取り上げられております。姫城中学校の3年生、特に、これは生徒会中心になってやってくれております。

その3年生生徒会を中心に写真がとられているわけなんです、実は、姫城中学校は、ここ1年で急激にこの3年生が成績を伸ばしております。今、市内中学校の中で、トップレベルに来ております。そういうことも踏まえた上で、校長先生も、こういう非認知スキルといいますか、そういうものが、いろいろな面で役立っているのではないかとということで、お話があったところでございます。

続きまして、2つ目でございます。

神戸で行われておりました教師間いじめという話題でございます。

先週、警察が入って、そして、任意の事情聴取が行われたということで、私、これの中に、括弧して傷害事件ということで入れましたが、これは、やはり今後、傷害事件になるという方向性があるのではないかと考えているところです。

10月17日にサンテレビ、これは神戸を中心にやっているテレビ局ですが、ニュース報道されています。このニュース報道の中身が、神戸市総合教育会議の様子をニュースにされたもので、これを主にごらんになっていただけないかなと思います。では、準備ができましたら、よろしくお願ひいたします。

## 【映像】（神戸市総合教育会議のニュース）

## ◎教育長

ありがとうございました。

今の内容の中で、神戸方式というような言葉が出てきていたと思いますが、まず、裏面をごらんになっていただきますと、ここに神戸方式と書いてあるものがございます。これは、先にうつしたところの、子供さんが自殺で亡くなったときの議事録があります。その中で初めて神戸方式という言葉が出てきます。

どういうふうに出てきているかといいますと、神戸方式等、いわゆる人事異動の制度のあり方について、協議をしました。主な意見としましては、他都市で実施している人事異動制度も参考にしながら情報共有し、委員として重大な立場で議論をする必要があると言っていた矢先に、今度は教師間のいじめが発生したということになります。

では、その神戸方式というものにつきまして、これは出典を神戸新聞からとってまいりましたけれども、どういうものかというのが表面から綴っております。

教諭本人の異動希望に基づいて、現在の勤務校と異動先の校長が人事の素案をつくり、それを市教委が追認する独自の慣行ということになっておりまして、1960年から70年ごろに始まったとされておりますので、もう50年以上、この方式が続いているということでございます。

裏面のほうをごらんになっていただきますと、優秀な教員を招き入れようとする校長の意向が強く働いて、人事の公平性が失われる上、招かれた教員が、校内で強い力を持つこともあり、今回の問題の温床の1つと指摘された。

長田教育長は、この日の質疑で、神戸方式を廃止し、適材適所の人事配置を行うため、新たな制度をつくるとした。ただし、20年4月の人事異動については作業が間に合わないため、現行の枠組みを維持しながら、市教委におけるチェックを強化する。

神戸方式については、同市垂水区の中学3年生の女子生徒が、いじめを苦に自殺した問題で、市教委で設けました組織風土改革のための有識者会議も問題点を指摘、市教委が見直しを始めていたということでございます。

この東須磨小のいじめをめぐる構図をそこに図式しております。

まず、現在の校長でございますが、2019年から勤務している校長は、18年に教頭として赴任し、1年で校長に上がっておる。これもやはり、神戸方式の色濃く出ているところではないかなと思います。

また、加害教諭に口頭で指導をしておりますから、やはり、具体的な内容は、市教育委員会に報告がなかったということで、市教委のほうは、ほぼ全容が明らかになっていなかったということでございます。

下のほうにまいりまして、加害教員でございます。

男性教諭が3人、これは2015年からこの学校に来ている教諭が2人、2018年から来ている教諭が1人、そして、40代の女性教諭、これ、2017年から来ている教諭でございます。

暴行・暴言、指導後も、一部はずっと継続をしていたということで、被害教員が全員20代、男性教諭2人、女性教諭2人でございます。うち、1人の男性教諭は自宅療養中でございます。

この神戸方式による異動をしてきたのが、右下にいる女性教諭でございます。前の校長先生が、この人はすばらしいからということで引っ張ってきています。引っ張ってきて、この女性教諭が、やはり、特権意識を持っていたのではないか。もしくは、周りの先生方は、この人の言うことには逆らえなかったのではないかという、そういう弊害を持っていたのではないかという論議をしているところでございます。

ここまで、新聞記事から、神戸で教師間いじめのことにつきましてお話をしてまいりましたけれども、何か、御意見、感想なりありましたら。御質問でもいいです。今回、いろいろと私自身も調べましたので。

#### ○中原委員

人事の件につきましては、いろんなことで知らないことが多いと思うんですね。じゃあ実際に、宮崎については、この神戸方式のような、つまり宮崎方式というのはあるのかどうか。結構、こういうことって表に出てないので、知らない人が多いと思いますので、私が神戸の人から聞いたのは、阪神淡路大震災のときに、もうすぐ年度末といいますか、そういう状況の中で、その校長先生に人事権のことは委託したときがあったというのが続いていた後、でも、これが教育長の資料を見ますと、もう50年ぐらいということでありましたので、それがもう当たり前というか、ほかのところに行っただけの教員の先生方は、これでもう当たり前と思っているんじゃないかなと思うんですけど。

#### ◎教育長

そうですね。まず都城と絶対に違うところは、神戸市は採用権を持っています。ことしも500人規模の採用を、小中学校合わせて、高校も公立が少しあるんですけども、市立、公立がある。全部で500人規模の採用を神戸市でしますので、神戸市の中で回っていくという形になります。

それがまず、第1番目、違うところなんですけど、しかし、神戸市から出たくなかった人も、当然、中にはいらっしやるわけですね。その交流はあるということでした。

今、中原委員が御心配のとおり、じゃあ宮崎は、都城はどうなっているのかということでした。

まず、圧倒的に違うのは、この神戸の先生方の在任期間、その同一学校にいる期間というのを平均値が出ております。これは7年を超えております。最長9年までOKということになっています。

宮崎都城の方法では、一応、期限を5年間に絞っております。何らかの理由がない限り、延長は認められないという形になっております。だからもう、無理にでも回るわけですね。

それから、今言われたように、阪神淡路大震災で、その校長先生の権限は増大したというふうに思います。混乱した中だったので、それは確かにあったと思うんですけど、初めからこんなに、大々的に、こういうような人事を、ねらい打ちですよ。相手の学校と自分の学校のねらい打ちでやるというのは、多分、ごくごくわずかな、そういう部分でやってたんだと思うんですね。

ところが昨今、自分の学校の教頭を校長に上げたりとか、自分がこの人かと思う人を引っ張ってくるとか、また、自分の学校の先生の言うとおりに相手の学校に行かせるとかいうところの、もうほぼ、教育委員会が持っている内申権まで校長に渡して、それを追認していたというふうに聞いております。

ということは、ほぼほぼ、校長先生方の中で、あらかじめ有名な先生たちはそのやり取りがあったとか、そういうようなことをすると、公平・公正さに欠けるので、先生方は特別な認識を強く持たれると思うんですね。そういうふうに動いた先生とそうではない先生との差別化が働いているというふうなんですけど、宮崎都城では、そういうことは、本人の希望どおりになるというのは、ルール上のつかってれば、それは採用しますが、ルール上のつかってないときには、どんどんけっていきますので、そういうことはありませんし、校長先生がだれだれをくださいとか言った日には、絶対やりません。

過去にそういう先生がいましたけども。どこどこ学校のだれをくれると、うちはうまくいきますというような校長先生がいらっしやいましたけど、やりませんでしたので、そういう自由はきかないようになっていくということだと思います。ほかにございせんか。

#### ○赤松委員

政令指定都市というのは、県と同様の権限が与えられているということになります。県内の場合には、中核市である宮崎市にも先生方の人事についての権限が与えられていますが、宮崎市はそこまでは足を踏み込んでおられません。したがって、本県内の先生方の人事異動は、県の教育委員会の権限のもとに、市町村教育委員会が内申をして、市町村をまたぐ異動が行われています。ですから、神戸市のようなことはできないと思います。神戸市のようなやり方をすると、校長の具申権が余りにも強くなり過ぎて、いわゆる、教育委員会の権限がほとんどなくなっているような状況で、最後に市の教育長がはんこをおす。そんな形で行われているのではないかというふうに推測されますね。

本県あるいは本市の異動の中では、まず、宮崎県が任命権者としてしっかり主体性をもって、先生方の人事を行っておられますので神戸市のような考えでは行われていないと思います。県や市の教育長を信頼申し上げてよろしいのではないのでしょうか。

#### ◎教育長

ほかにはございませんでしょうか。

#### ○濱田委員

神戸方式でもしやると、学校間に成績等の偏りが発生しているんじゃないかと思いますが、そういうことに対する批判はなされなかったのかなと思います。

#### ◎教育長

そうですね。やはり、だんだんと、先ほど、赤松委員がおっしゃったように具申権、校長先生が意見を申す力というのがふくれていってしまって、その中でも、力のある校長先生と、やはり、なったばかりの校長先生とでは、全くやはり、一種のさわり方は違うと思うので、そういうところでは、かなりの弊害があったと思う。

というようにところで、これを教訓にしながら、都城市は、そういう特別扱いをするということによっての学校での教員の立ち位置というものが変わるんだということはない。肝にすえたいというふうに思っております。

では、生徒指導の状況について御説明をさせていただきます。

非行と問題行動でございますが、小学校が2件、中学校が0ということでございました。

小学校2件につきましては、生徒間暴力、それと火遊び、万引きという事案が発生しております。火遊び、万引きは同じメンバーでございます。学校の指導が入っているところでございます。

不登校につきましてはでございます。

不登校は、4月から10月までの統計で、小学校55名、中学校151名。うち、小学校が新規36名、中学校の新規が67名でございます。同時期の去年の小学校ですが、新規が27名、中学校が新規51名というところからも、やはり、新規の部分がふえて、全体の数を押し上げてしまっているということでございます。

これにつきましては、学校側も一生懸命努力をしているところなんですけれども、なかなか好転をしないというところで、やはり、ターゲットとしては、この新規をつくらないというところに、大きくターゲットを移していかなければならないというふうに呼びかけているところでございます。

続いて、交通事故でございます。

小学校2件、中学校が0件となっております。

小学校2件は接触事故でございます。幸いにも、たいしたことはなかったわけでございますけれども、やはり、いつ大事故につながるか、わからない状況でございます。特に、小学校の1件は、自転車で乗っているときのものございまして、やはり、ヘルメット未着用の事案でございました。

続きまして、いじめに関するところでございます。

いじめの学校生活についてのアンケートでございますが、10月中に小学校33校、中学校18校がとっております。その中で、いじめの認知件数は、小学校が170件、中学校は9件、10月中は上がってきております。

解消率でございますけれども、なかなか解消はし切れていないという状況が浮かび上がってまいりました。また今、学校は必死になって、この状況を打開しようという形で頑張ってきてもらっておりますし、また、3カ月たったからと言って、もう解消したというふうに安易に思っていないということも1つのあらわれではないかと思っております。

続きまして、不審者声かけ事案でございます。

これにつきましては、小学校3件、中学校がなかったわけなんですけど、実害のあるものはございません。不審な車が通って、そして、写真をとられたという事案、それから、声かけをされたという事案が2件、都合3件でございました。

しかしながら、前回のこの委員会でお話をした、少し実害のあったものについては、まだ検挙をされたという話は聞いておりません。警察のほうも注意をさせていただいているところではございますが、なかなか難しいようでございます。

最後でございます。

その他10月中で、学級がうまく機能しない学校の、小学校1件が挙がってまいりました。この学校は、学級と言ったほうがいいですね。学級が落ち着かない状況である。

どういう状況かと言いますと、教師の指示が通らない、児童同士がたたき、悪口を言う、教室にちりが落ちている、整理整頓ができていない、忘れ物が多い等々が挙がってきておまして、担任の教師が、なかなか指導が通っていかないということでございました。10月30日に保護者会を行いまして、学校と保護者が連携して、この学級に対して取り組んでいくこととなっております。

実を申しますと、この学級は再任用された方の学級でございまして、本人も非常に苦しい思いをされているというふうに聞いております。来年度の希望は、ぜひ短時間の勤務を、この先生は希望したいと。つまりは学担を外してくれというようなことを、今言ってきている状況でございます。

それから、校外での事故でございますが、小学校が2件、校外での事故があります。と、中学校が1件でございます。

小学校につきましては、運動場でドッジボールをしていた本児がボールを拾いに行ったとき、よそ見をして走ってきた4年生の男子とぶつかった。保健室で患部を冷やしていただけれども嘔吐をしたというようなところで、父がそれを受けて保護者に連絡をして、父が来校したときに再度嘔吐したというところで、救急車を呼んだというようなところでございました。診断は脳震とう、頭部打撲という形になっております。

もう1つの小学校では、昼休みに本児が体育倉庫に一輪車を戻しに外に出ようとしたところ、友だちがふざけて戸を閉めてしまった。それを防ごうとして戸に手を当てたところ、その勢いで、戸の上部のガラスを突き破って、右腕を16針縫うけがを負ったと。大変出血も多かったということで、ガラスを取り除く処理に伴う切り傷で、急きょ搬送されたということでございました。

中学校1件は、本生徒が同級生と通学途中にてんかん発作を起こしてしまい、あごの部分に強打をするということがありました。出血を伴って、縫うことが必要であったということでありますが、通りがかりの一般女性が救急車を呼んでいただいたという事案でございます。本人は全く意識がなくなって、前のほうにばたんと倒れたということでございます。

虐待案件でございます。小学校が2件ございました。

双方ともに、身体的虐待でございます。父親からたたかれたということと、本児が母親と言い争いと

なって、母親が本児に対して暴力をふるったというようなことでございます。

その他でございます。

その他は中学校でございますが、10月14日にさかのぼりますが、この月曜日ですが、祝日でございます。職員室、美術室、掲示板の3枚のガラスが何者かによって割られております。このときに、警察に通報し現場検証もしてもらい、そして、子供たちが登校する翌日にはきれいになくっている状況でございました。

それから、約1カ月過ぎまして、11月12日深夜2時、教室等に侵入した形跡がありました。中庭にトイレットペーパーが散乱して、そして、廊下に飾ってあった読書の本をばらまいておりました。

翌11月13日深夜に、管理棟と教室等の窓ガラスが投石により8枚、これは中庭から投石をして、左右の校舎に向けて投げて、4枚ずつ割られております。

深夜と言いましても、警備会社は1時過ぎに警らをし、そして、5時半に左右の警ら、2回、回ってもらってましたので、その5時半の警らで窓ガラスが割られているのが見つかったというところでございます。

続いて、翌11月14日深夜に、管理棟の窓ガラスが投石により、2枚割られておりました。これらにつきましては、警察が器物損傷としてしっかりと調査に当たっております。しかしながら、このことについて子供たちは、この中学校の子供たち、ほとんど知りません。朝5時半に警らで見つかりましたので、ガラス屋さんに頼んで、子供たちが登校するまでには、きれいに元通りにしているというようなことをやってもらっています。

警察も張り込みをずっと続けてくれていたんですが、ある事件があつてから、卒業生がある事件でつかまったんですけれども、それ以来、ないんですね。1枚も割られていない。つかまって釈放はされているんですけれども、全く別の事件でございまして、警察側もいろいろと調査はやっているところでございます。まだ、その結果については、こちらのほうには伝え聞いていないというところでございます。

以上の点でございました。何か御質問がありましたら。

#### ○濱田委員

中学校の件ですが、10月でしたか、学校訪問に行きましたね。落ち着いた雰囲気でしたが、その前後にこういうことが起こっていたのですね。

#### ◎教育長

多分そうだと思います。子供たちもそうだと思います。知らない子供たちも、まだ大勢いて、保護者もまだ教えていません。というのは、今、警察の捜査が続行中でございますので、公になかなかできないところがございまして、警察の捜査を待っている状況です。

また、委員が学校訪問に行かれて、非常に落ち着いた環境になったというふうに思われたのも当然だと思います。子供たちは非常に落ち着いています。その事件があつた子は卒業生なんですね。

#### ○濱田委員

残念です。

#### ◎教育長

ほかにはございませんでしたか。

○岡村委員

虐待の案件になりますが、身体的虐待ということで、これが判明した動機について教えていただきたいと思います。

◎教育長

まず1件目は、10月6日の朝だったんですが、本児が顔にあざをつくってきた。それを見た学校の職員が事情を聞いたら、父にたたかれたということでございました。本児は以前、いじめを受けていた経緯もあり、加害者児童とか、そういうようなことが関係しているのではないかというふうにも思ったところがございますが、そこではなかったということで、父が感情的になり、本児をたたいたということになります。本児は児童相談所の職員と面会をし、父親とも話をし、一時保護はなしということです。

もう1件は、先ほど言いましたように、母と言い争いになったと。母が本児に暴力を振るって、後日、遊びに行った児童館の職員が、本児が「家に帰りたくない」というようなことを訴えてきて、そこで「どうしたの」ということでわかったということでした。

以上の2件です。

◎教育長

ほかにはよろしかったでしょうか。

では、教育長報告を終了します。

6 議事

◎教育長

続きまして、議事に入ります。

本日の付議事件は、報告9件、議案5件でございます。

【報告第112号・第113号】

◎教育長

それでは、まず報告第112号及び第113号を高城地域振興課長から御説明をいただきます。よろしくお願ひします。

●黒木高城地域振興課長

高城地域振興課の黒木でございます。

報告第112号「都城市高城郷土資料館イベント～お城で歴史巡見～館内散策～開催要項の制定について」御説明申し上げます。

10月に実施いたしましたお城で歴史巡見は、郷土にゆかりのある市外の史跡を巡りました。23名の参加者がございました。

今回は、開催要項にございますように、中世城址に立つ高城郷土資料館において、普段は聞くことができない展示品や郷土の歴史にまつわる詳しい解説を聞きながら、館内を巡り、郷土の歴史や文化への知識を深める機会とし、資料館のPR及び利用促進を図ることを目的とするものです。

日程は、令和元年12月26日木曜日、午前10時30分から11時30分までです。ガイドは、高城郷土資料館の副館長であります田ノ上哲氏です。募集対象は、都城市在住の小学校、5年生以上の児童生徒。しかし、兄弟であったり、興味がある方がいれば、年齢は問わず、保護者同伴でも構いません。

定員は20名、これは児童生徒優先で、定員になり次第、募集を締め切ります。定員を超えて保護者が



入会したときには、説明者はちょっと後ろのほうに下がっていただきます。申し込み締め切りは12月22日、参加費は入館料のみです。

次に、報告第113号「都城市高城郷土資料館企画展お城の雛祭り開催要項の制定について」御説明申し上げます。

開催要項にございますように、女の子の健やかな成長を祈願する城址の節句にちなみ、資料館に寄贈されているひな壇を展示するとともに、ひな飾りを募集展示することにより、郷土資料館のPR及び利用促進を図ることを目的とするものです。展示期間は令和2年2月22日土曜日から3月15日日曜日です。

募集作品の内容は、桃の節句に沿ったもの、作品のサイズは問いません。原則、1人につき1作品のみとします。作品の受付期間は令和2年2月11日火曜日から2月16日日曜日までです。費用は無料ですが、展示物の観覧には、別途入館料が必要です。作品の返却期間は令和2年3月17日火曜日から3月22日日曜日まで、搬入搬出は、都城市高城郷土資料館となります。

作品については、高城地区内の介護保険施設でもある高城園、ハッピーライフ高城等、また、都城市芸術文化協会高城支部にも声をかけております。

旧後藤商家交流資料館でも、ひなの宿、商家のひな祭りが開催されておりますので、連携をとり、お互い相乗効果があるように同時期に開催するものでございます。

以上で、報告第112号、報告第113号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ◎教育長

ありがとうございました。御質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

それでは、報告第112号及び第113号を承認いたします。どうかよろしくお願いいたします。

#### 【報告第109号・第110号】

#### ◎教育長

続きましては、報告第109号及び110号を文化財課長から御説明いただきます。

#### ●桑畑文化財課長

こんにちは。文化財課でございます。

本日は報告が2件ございます。

まず、報告第109号「令和元年度第4回歴史資料館企画展和ーみつけてみようニッポンの美ー開催要項の制定について」でございます。

まず、開催趣旨でございますが、現代社会においては、日本の伝統文化に触れる機会が減ってきております。

先日のラグビーワールドカップ、来年のオリンピックなどを契機として、日本を訪れ、日本の美しい伝統文化に興味・関心を持つ外国人も増加しており、日本ならではのいいものは見直されている状況もあります。

そこで今回は、本市の次世代を担う子供たちが、本市に残る日本の美しい伝統文化に触れ、誇りを持つ一助とするために、本企画展を開催するものです。

過去3年ほどは、刀剣に特化してこの時期の企画展を開催しておりましたが、このたびは、本市が貯蔵しておる美術工芸品の全般を対象に展示することにしております。会場は歴史資料館1階の企画展示室でございます。会期は令和2年3月6日から5月17日までです。

展示内容については、裏面の裏側の写真をごらんください。展示する予定の各種工芸品の代表的な品

を挙げております。この中の真ん中の段をごらんください。これは諏訪縁起絵詞というものでございます。いわゆる、長野県の諏訪大社の起こりを描いたものでございます。甲賀三兄弟の三男、甲賀三郎兼家が、神の化身であるお姫様を助けて、諏訪大明神となるまでの冒険談でございます。諏訪信仰とともに、室町時代ぐらいに全国各地に広まったものです。

この写真の絵巻については、野々美谷町の諏訪神社に伝わった巻物で、天和2年、1682年に竹之下信成という江戸時代初期の都城の地元の絵師が描いたものです。

市立美術館の学芸員によると、この筆使いが細かい専門技法を学んでいる様子がわかるというふうなことで、先日の新聞にも記載がされておりました。

関連イベントとしまして、3月8日、日曜日に、小中学生を対象に「野太刀示頭流を体験しよう」を開催いたします。

次に、報告第110号「わたしが聞いた戦争の体験談等募集要項の制定について」でございます。

戦後75年という節目を迎えるに当たり、戦争の悲惨さを記録し、次世代に受け継いでいくため、都城市での戦争にまつわる体験談等を若い世代の人々に聞き取ってもらい、感想とともに募集するものであります。

集まった体験談等は、市のホームページへの掲載、それから、戦後75年特別展の都城歴史資料館での展示など、平和啓発のために使用する予定でございます。

募集するものは、太平洋戦争中から昭和30年ごろまでの都城市の様子がわかる体験談等の文書、文字数は1,000字程度のほか、写真や絵画とします。

応募の対象は、平成元年以降生まれの人とし、都城市内在住かどうかは不問とします。

また、体験者本人より直接の提出の申し出があった際は、できるだけ家族等に聞き取りをしてもらうように促すようにいたします。

応募の方法ですが、体験談は応募用紙に必要な事項や体験談と感想を添付して、eメール、郵送、直接申し込みとし、写真、絵画については、応募用紙に必要な事項や説明文と感想を添付して、郵送または直接持ち込みとします。

募集方法は、そこに記載しておりますとおり、市のホームページ、フェイスブック、広報都城、市内小中学生全児童へのチラシ配布、それから、ポスター掲示、市公聴会、ラジオを通して呼びかけを行います。

目標応募数は、そっちに記載をしておりますように20件とし、期間中に集まらない場合は、期間を延長して募集をいたします。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

#### ◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第109号及び第110号につきまして御質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。赤松委員、お願いします。

#### ○赤松委員

109号の企画展、楽しみだなと思って見せていただきました。その中で、「多門絵付茶器」というのは、あの山内多門が絵付をした茶器なんですか。

#### ●桑畑文化財課長

そのとおりでございます。

○赤松委員

こういう陶芸品にもいろいろ描いておられるのですね。山内多門のこのような作品は、ほかにもあるのですか。

●桑畑文化財課長

茶器、この陶芸に関しては、これだけのように把握しております。

○赤松委員

見てみたいもんだなというふうに思っています。多門絵付という文字が書いてあったので、課長の御説明の中に出なければ教えていただきたいと思ってお尋ねしました。

「わたしが聞いた戦争の体験談等」の募集、素晴らしいことだと思っています。

目的が若い世代の人々に聞き取ってもらうこと。そして、感想も書いてもらうということで上げておられるんですが、若い人を平成元年以降の方に限定されたのには、何か特段の理由があるんですか。

例えば、これでいくと30歳ぐらいまでですよ。40歳ぐらいの方も結構若いと思っていらっしゃる方がいらっしゃるじゃないかと思ったので、平成元年以降に限定されたのは何か理由があるのかなと思ってお聞きしました。

●桑畑文化財課長

平成元年は、都城の歴史資料館がオープンした年でございます、節目の年でもありますので、それ以降の歴史を学んでいる方、子供たちというか、もっと大きい方もいらっしゃいますけど、そういった人たちに伝承を継承していただくというふうな意味合いでお願いをしようというふうに考えているところでございます。

以上です。

○赤松委員

平成生まれの方に限定したのは、資料館がオープンしたことにちなんでいるということなんですか。

●桑畑文化財課長

はい、そうです。

○赤松委員

わかりました。

◎教育長

ほかにございませつか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第109号及び第110号を承認いたします。

どうかよろしくお願ひいたします。

●桑畑文化財課長

ありがとうございました。失礼します。

**【報告第111号】**

◎教育長

ありがとうございました。続きまして、報告第111号を都城島津邸館長から御説明いただきます。よろしくをお願いします。

●山下都城島津邸館長

よろしくをお願いします。

都城島津邸の山下です。

第111号「都城島津邸やきもの展開催要項の制定について」御説明いたします。

これは都城島津邸本宅内でやきもの展を開催し、島津文化圏の陶芸家の作品を展示販売することで、来邸者に旧男爵家の邸宅の雰囲気の中で陶器に触れ、楽しんでもらうことを目的とするものです。

また、1月と2月は、例年寒冷期で、他の月に比べて来邸者数が減少するため、本イベントを開催することによって来邸者増を図ることもねらいとしております。

開催日ですけれども、令和2年1月11日（土）から1月13日（月、成人の日）までで、時間は島津邸の開館時間9時から17時までとなっております。

なお、最終日は、片づけの関係で展示販売は16時までとしております。

次に、イベントの内容についてですが、やきもの展とあわせて、新春ふるまいを実施いたします。やきもの展は、旧薩摩藩で活動する陶芸家を中心に、9窯元の作品を本宅内にて展示販売いたします。

新春ふるまいは、初日の1月11日（土）11時から島津広場でぜんざいのふるまいを行います。先着80名様で、なくなり次第終了させていただきます。

なお、やきもの展については、本宅内で開催いたしますので、本宅観覧料110円が必要となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、御質問等あれば、よろしくお願いたします。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第111号を承認をいたします。どうかよろしくお願いたします。

●山下都城島津邸館長

よろしくをお願いします。失礼いたします。

**【報告第114号・議案第40号】**

◎教育長

それでは、報告第114号及び議案第40号を学校教育課長から御説明いただきます。よろしくお願いたします。

●深江学校教育課長

議案第41号「都城市奨学金施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

今回、議案として上げました都城市奨学金施行規則の一部改正の主な改正点につきましては、次の4点となります。

まず、第1点目は、保証人の極度額の設定になります。

こちらは、令和2年4月施行の民法改正に伴う改正となります。

内容としましては、民法において保証人が想定以上の多額の保証債務を負うことがないように、あらかじめ極度額を設定することで保証人が保護されるように改正されたものであります。

奨学金につきましては、あらかじめ貸与額が想定されており、満期で貸与を受けた場合、高校生は3年間で36万円、大学生は4年間で120万円となりますので、この貸与予定額が極度額となります。こちらの極度額を連帯保証人欄に追記することが、今回の改正点となります。

続きまして、2点目です。2点目は、新生児の提出書類の改正となります。

こちらは、申請者の負担を軽減し、利便性向上を図ることを目的とした改正になります。

従来は、申請の際に住民票、謄本、収入所得調査同意書の2種類の書類提出を求めていたものを、個人情報調査及び利用に関する同意書1種類に書類を改正します。

住民票情報等を市の端末により確認を行うことにより、申請者の住民票取得等の金銭的または時間的負担を軽減し、利便性の向上が図られるものです。

続きまして、3点目は、新規書類借用書の導入となります。

こちらは、奨学金借用者本人に借用額をはっきりと認識してもらうことを目的として導入するものとなります。

奨学金は、従来、貸与開始時に自身の貸与額を記載する書類がなかったために、借用者本人が自分の貸与を受ける金額をはっきりと認識することができず、一部混乱や行き違いを招いておりました。

そこで、貸与開始時に、借用額について明記した書類を作成することにより、借用者本人が混乱することなく納得した上で貸与を受けることができるようになるものです。

最後に、4点目は、移動届の様式の統一となります。

こちらは、これまで小学生や連帯保証人の住所変更等があった際の届け出について、様式を定めておりませんでしたので、一定の様式を定めることにより手続をわかりやすくしたものとなります。

次に、報告第40号「臨時代理した事務の報告及び承認について」説明いたします。

志和池中2年生が、笛水小中学校へ転入学するものでございます。

教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時代理いたしましたので、報告します。

#### ◎教育長

わかりました。この2点につきまして何か御質問がありましたら、よろしく申し上げます。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第114号及び議案第40号を承認いたします。

#### ◎教育長

ありがとうございました。

では、暫時休憩します。

#### 【休憩】

#### 【報告第106号・第107号・議案第36号～第38号】

#### ◎教育長

では、報告第106号及び第107号並びに議案第36号から第38号までを教育総務課長から御説明いただきます。よろしく申し上げます。

#### ●岡田教育総務課長

教育総務課です。本日は5件について説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに、報告第106号「専決処分した事務（都城市教育委員会名義後援・共催）について」御説明いたします。

名義後援につきましては、令和元年10月17日から11月15日までに申請があったもので、5件全てを承認しております。

中では、ナンバー75が初めての申請になります。このNIE推進協議会につきましては、1996年に設立されまして、新聞を使った実践教育を行っている協議会でございます。県内では、現在、泉ヶ丘高校附属中学校を含む9校が実践指定校に指定されまして、新聞5紙を使った授業実践モデル的研究等を行っているところでございます。

そのほか、いずれの事業も、教育委員会の名義後援に関する規則にあります対象事業、対象団体に該当すると判断しまして、承認をしております。

次のページが、共催になります。共催につきましても、同期間に申請があったもので、10件を承認しております。内訳は、全て学校教育課担当分の共催依頼でございます。

以上で報告第106号の説明を終わります。

続きまして、報告第107号「都城教育の日推進イベント開催要項の制定について」御説明いたします。

都城市民みんなでよりよき社会を構築するために、一人一人が学びについて考え、理解と関心を高める原点の日として、2月18日を都城教育の日に制定し、2月を啓発月間と定め、幅広く市民に啓発を図るために、毎年推進イベントを開催しております。

平成30年度はNHK大河ドラマで「西郷どん」が放送されていたこともございまして、文化歴史に焦点を当て、「幕末の英雄その子孫が語る」と銘打って、推進イベントを開催したところです。

年が明けまして、令和2年、2020年は、オリンピックイヤーということもありまして、スポーツをテーマにプログラムを企画しております。日時は令和2年2月15日土曜日、午後1時開場、1時30分開会、会場は都城市総合文化ホール大ホールを予定しております。

主な内容につきましては、開会行事の後、スポーツ少年団の表彰式、教育講演会となっております。今回、この教育講演会につきましては、オリンピック競泳メダリストの松田丈志氏と松田氏のコーチでもあり、現在、延岡市の教育委員でもあります久世由美子氏を招聘し、「夢を夢で終わらせない競泳人生」といった演題でのトークイベントを予定しているところでございます。

都城教育の日の認知度につきましては、市民ふれあいアンケートによりますと、令和元年度で9.1%となっております。都城市の教育振興基本計画におきましては、令和3年度認知度の目標を50%というふうに設定しておりますが、現在、遠く及ばない状況でございます。まだまだ市民への周知が不足しているというふうに感じております。今後も広報紙、イベント等を通じて啓発を行っていきたいと考えております。

以上で報告第107号の説明を終わります。

続きまして、議案第36号「都城市教育相談員に関する規則等を廃止する規則の制定について」御説明いたします。

今回廃止する規則は、都城市教育相談員に関する規則、都城市社会教育指導員に関する規則、都城市勤労青少年ホーム指導員に関する規則の3規則でございます。

廃止する理由といたしましては、地方公務員法の改正により、市が雇用している臨時・非常勤嘱託職員に関して、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることとなります。そのことに伴い、現在、教育委員会が任用しております教育相談員、社会教育指導員、勤労青少年ホーム指導員につきましても、その職務内容から一般職の非常勤職員、会計年度任用職員に位置づけることとなります。そのため、本規則が不要となるため、廃止をするものでございます。

以上で第36号の説明のほうを終わります。

次に、議案第37号「都城市教育委員会の名義後援に関する規則を廃止する規則の制定について」及び第38号「都城市教育委員会の名義後援の承認に関する要綱の制定について」、この2つにつきましては関連があるので、あわせて御説明をさせていただきます。

地方分権一括法による地方自治法の改正によりまして、自治体の規則は、一部を除きまして、法律や条例の委任がある場合や、それらを執行するために必要がある場合に限られるというふうになっております。

名義後援に関する規則につきましては、教育委員会が名義後援をする場合における承認の基準等に関する必要事項を定めたものであるため、今回、本規則を廃止した上で、新たに要綱としての告示を制定するものでございます。

また、今回の新たな要綱の制定に合わせて所要の改正を行うものでございます。

具体的には、議案第37号に添付してあります新旧対照表をごらんいただければと思います。左側が今回廃止いたします規則で、右側のほうが新しい要綱になります。

その中で下線部が変更点になりますけれども、一番大きな変更点といたしましては、第6条申請についてですが、教育委員会の名義後援を受けようとする者は、名義後援申請書様式第1号に、次に掲げる書類を添えて、事業を実施しようとする日の1月前までに教育長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りではないというふうに改正し、これまで申請書に記載してあった提出書類を（1）から（3）として加え、具体的に要綱の中に加えたものでございます。

そのほかの下線部の改正部分につきましては、これまでの規則の中で多少曖昧な承認基準であったもの等を、よりわかりやすく、より具体的な表現に変更をさせていただいております。

ただいま御説明しましたとおり、議案第37号が名義後援に関する規則の廃止、議案第38号は新たな要綱の制定ということでございます。

以上で教育総務課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

#### ◎教育長

ありがとうございました。

それでは、一連の報告議案に対して、御質問等ありましたらお願いをいたします。岡村委員、お願いします。

#### ○岡村委員

説明ありがとうございます。都城教育の日推進イベントのことについて、少々お伺いしたいと思っております。

久世コーチと松田丈志氏ということで、非常に素晴らしい方を人選されたなというふうに思っております。楽しみにしているんですが、昨年度は多分読書感想文の表彰式と抱き合わせて行われたもので、今回はスポーツをテーマにということで、スポーツ少年団の表彰式というふうで別になっているわけなんです。読書感想文コンクールの授賞式のほうも素晴らしい取り組みなので、本当、大々的にしていただけるのはとてもよかったんですけども、毎年毎年変わっていくことなのかどうか、お教え願えればと思います。お願いいたします。

#### ◎教育長

お願いします。

## ●岡田教育総務課長

この教育の日推進イベントを開催するに当たりましては、毎年、社会教育、文化芸術、スポーツ、学校教育という4つのテーマである程度持ち回りをしながら、その時々話題に沿ったテーマで実施できればというふうな目標といたしますか、昨年度は読書感想文コンクールの表彰式のほうをこのメインイベントの前にさせていただきました。読書感想文コンクールの表彰式につきましても、日ごろから別なときに行っていたものだったんですけれども、文化芸術関係ということで昨年は一緒にさせていただいたところです。集客というところも若干絡んでいたんですけれども、今年度はスポーツということもありましたので、読書感想文コンクールにつましては、また独自で表彰式のほうは行っていただきます。今回、スポーツ少年団の表彰式となっていますが、こちらの少年団、個人もなんですけれども、スポーツ少年団の指導者研修会も兼ねて行われているということで、久世由美子さん、松田丈志さんが来られる中で、スポーツ少年団の指導者に対しても聞いていただける内容ではないかということで、今年度はこのスポーツ少年団の表彰式のほうをかわりに持ってきたというところでございます。

## ○岡村委員

読書感想文コンクールも、昨年は大勢の市民の中で発表する、素晴らしい機会を与えていただいたなと思っているところでございます。毎年4つのテーマで変わるということで、わかりました。ありがとうございます。

## ◎教育長

赤松委員、お願いいたします。

## ○赤松委員

今の岡村委員のご意見については、よくわかりますので、この読書感想文の表彰についても、ぜひまたしっかり対応いただけたらというふうに思います。

久世さんと松田さんを今回取り上げているというのは、私も素晴らしいことだというふうに思います。久世由美子先生のお話は、教育長と私はともにお聞きしたことがあるんですが、松田丈志さんを育てたあの人にしか語れない、そういうものをたくさんお持ちですので、スポーツ少年団関係の方々、あるいは校長先生にも、多くの方があの方のお話を聞き、そして育った松田さんが、そこでまたお話をすることであれば、多くの人に大きな感動を呼ぶというふうなことが想定できますので、都城教育の日の推進イベントとして非常にふさわしいものだろうというふうに思います。ぜひ盛り上がるようにしていただきたいと思います。

以前に、わたしたち教育委員にメールで前もってオープンにしますということをお知らせいただいたんですが、いわゆる認知度を上げていくために、いろんなところでPRをされて構わないと思いますので、ぜひ教育委員会が目標として定めている認知度に少しでも近づけるような取り組みをして、都城教育の日が、市民にしっかり根づいていくことを願いたいものだと思います。

## ◎教育長

ありがとうございます。ほかにはございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。——それでは、報告第106号及び第107号並びに議案第36号から第38号までを承認いたします。当日、教育委員の皆様にも来ていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

## 【議案第39号】



◎教育長

続きまして、議案第39号を教育部長から御説明いたします。お願いいたします。

●栗山教育部長

それでは、私のほうから、議案第39号「令和元年度12月補正予算」につきまして、概要を御説明させていただきます。

まず、今回の補正予算の歳入につきましては、小中学校のトイレの洋式化、この事業に関する財源の組み替えに伴う増額補正が主なものでございます。

歳出につきましては、小中学校における電気料、上下水道の使用料が不足しておりますので、そのための増額補正をいたします。そのほか、都城島津邸の資料収集に要する経費を増額補正するものでございます。

次に、きょうお手元にお配りしました12月補正予算委員会説明資料というのをお出しください。

29ページをごらんください。小学校の電気料金が不足しておりますので、そのための光熱水費を増額するものでございます。

次の30ページ、教育総務管理費の中学校の経費になりますけれども、中学校の管理運営費も同様に増額するものでございます。

また、30ページの上段、トイレ洋式化の推進事業であります。30ページ、上段が小学校になりますけれども、それと、次のページの31ページの下段、これがトイレ洋式化推進事業の中学校分になります。この小中学校のトイレ洋式化の推進事業につきましては、補助金の単価が上がったということで、国庫支出金、それから地方債、この財源の増額補正を行うものでございます。

このほか、33ページをお開きください。33ページの上段の都城運動公園整備事業の財源につきまして、当初予定をしておりましたスポーツ振興くじ助成金の内示がございましたので、減額の補正をする一方、合併特例債を増額して財源の組み替えを行っているものでございます。

最後になりますけれども、36ページの上段、都城島津邸におきまして、「菱刈文書」というものを購入するための備品購入費を増額補正するものでございます。

以上で、教育委員会に関する12月補正予算の概要説明を終わらせていただきます。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、議案第39号につきまして、御質問等ありましたら、よろしく御願いたします。では、議案第39号を承認いたします。どうかよろしく御願いたします。

【報告第108号】

◎教育長

では、続きまして報告第108号を生涯学習課長から御説明をいただきたいと思っております。

●園田生涯学習課長

生涯学習課、園田です。よろしく御願いたします。

報告第108号「令和元年度人権啓発標語審査結果」について、御説明いたします。

人権啓発標語の募集は、7月定例教育委員会の報告第61号で御報告して、8月の人権啓発強調月間に合わせて実施したところです。応募状況は、別紙に掲載しておりますとおり、昨年度より682句少ない5,094句で、全ての小中学校から提出いただきました。

標語の審査の方法ですが、別紙選考要領のとおり、選考基準に基づきまして、まずは第1次選考で小学生の部、中学生の部ともに、学年ごとに5句、一般の部で5句を選考したところです。

本年度は1次選考の審査について、本庁配属の社会教育指導員の先生方の負担軽減を図るため、総合支所管内の公民館等に配属の社会教育指導員の4名の先生方にも、その管内の小中学校の作品について審査いただいたところです。

次に、最終選考は、都城市人権啓発推進協議会幹事会の委員15名に、第1次選考作品を送付いたしまして、採点いただきました。そして合計得点の高い作品から、それぞれ最優秀賞と優秀賞を選出し、10月28日に開催した同協議会の第2回幹事会において承認をいただきました。

審査結果は別紙のとおりで、入賞された13名は、12月7日に開催いたします人権啓発推進大会において表彰する予定です。なお、結果的に小学生の部——4、5、6年生の優秀賞が、東小学校児童となりましたが、選考の過程では、学校名、氏名とも公表せずに審査いただいておりますので、偶然であることを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

◎教育長

では、報告第108号につきまして、御質問等ありましたら、よろしくお願いいいたします。ないでしょうか。それでは、報告第108号を承認いたします。よろしくお願いいいたします。

7 その他

- ・成人式の日程について（生涯学習課）
- ・第2次都城市子ども・子育て支援事業計画案について（保育課）

◎教育長

では、これをもちまして、12月定例教育委員会の全てを終了いたします。ありがとうございました。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書 記

教育長